

県営公園施設における障がい者の利用に係る使用料及び利用料金の減免について

当協会が管理しております県営公園等は、埼玉県が施行している「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」により下記の施設の使用料及び利用料金が免除されます。

公園	対象施設	準用事業
埼玉スタジアム 2002 公園	サッカー場、フットサルコート	
熊谷スポーツ文化公園	陸上競技場、ラグビー場、ソフトボール場、屋内運動場、体育館、グラウンドゴルフ場、トレーニングルーム、集会室等、浴室、放送設備、電光掲示板	卓球台、バドミントンコート
こども動物自然公園	入園料、こどもの城入館料、駐車場使用料	ポニー乗馬コーナー
上尾運動公園	プール入場料、陸上競技場、体育館、テニスコート、プール駐車場使用料、集会室	卓球場、パターゴルフ、ます釣り場
戸田公園	漕艇場、集会室、合宿所	
秋ヶ瀬公園	野球場、サッカー場、運動場、ソフトボール場、テニスコート、ラグビー場	炊飯場、バーベキューエリア、生涯スポーツエリア、ニュースポーツエリア
しらこぼと公園	プール入場料、プール駐車場使用料、多目的運動場、ビーチバレーコート	自転車広場、ます釣り場、ミニチュアゴルフ、卓球場
みさと公園		バーベキュー場
県民健康福祉村	屋内運動施設、テニス場、ソフトボール場、多目的運動場、フットサルコート、更衣室	
所沢航空記念公園	運動場、テニスコート、茶室、駐車場使用料、所沢航空発祥記念館入館料	
川越公園	プール入場料、テニスコート、プール駐車場使用料	バーベキュー広場、卓球場、ます釣り場、ボート場
羽生水郷公園	水族館入館料	

加須はなさき公園	プール入場料、プール駐車場使用料、多目的運動場	ます釣り場、ボート乗り場、パターゴルフ、自転車広場
大宮第二・第三公園	野球場、テニスコート、茶室、集会室	
智光山公園	こども動物園入園料	

※介護者については、下記の方が免除となります。なお、減免となる介護者は障がい者 1 名につき 1 名となります。

- ①12 歳未満の障がい者の介護者
- ②第一種身体障がい者の介護者
- ③知的障がい者の介護者
- ④一級、二級の精神障がい者の介護者

※団体で利用する施設については、障がい者が合同で利用する場合に限りま。

※駐車場使用料については、大型特殊自動車又は、乗合型自動車による利用にあつては、障がい者が合同で使用する場合に限りま。

※準用事業については、当協会独自の事業ではありますが免除の対象としております、ただし、免除の条件が異なる場合があります。

※智光山公園については、狭山市営のため狭山市の条例を適用しています。

※詳細については、各施設に直接お問い合わせください。